**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十一月十二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1082	ヤンマー　ViO80	KDN−4TN V98	ヤンマー建機株式会社	福岡県筑後市大字熊野1717番地の1

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十一月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1083	共栄社　LM3200	V2403−T−K DN−2	株式会社共栄社	愛知県豊川市美幸町1丁目26番地

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十一月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1084	キャタピラー　901C	D1803−DI−E DM	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NV−1085	キャタピラー　902C	V2403−DI−E DM	〃	〃
NV−1086	キャタピラー　903C	〃	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十一月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月二十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1087	クボタ　FT21HN	D1503−EDM	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
NV−1088	クボタ　FT28FHN	D1703−EDM	〃	〃
NV−1089	クボタ　FT23ZFQ	D1503−EDM	〃	〃
NV−1090	クボタ　FT25NER	〃	〃	〃
NV−1091	クボタ　FT25PCR	〃	〃	〃
NV−1092	クボタ　FT28PCR	D1703−EDM	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十六日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年一月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2−27	メッツォ・ミネラルズ　LT120−T4	宇部テクノエンジ株式会社	山口県宇部市大字小串字沖の山1980番地
NS2−28	メッツォ・ミネラルズ　LT7150−T4	〃	〃

○国土交通省告示第六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蛭窪沢

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　新潟県南魚沼市蛭窪字下沖百八十三番地内三等三角点蛭窪を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第六十六号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一八〇度八分五四秒一〇〇・〇八四メートルの地点	一号
標柱一号から七五度八分四八秒一五一・七〇六メートルの地点	二号
標柱二号から四一度三三分九秒一〇〇・九九四メートルの地点	三号
標柱三号から七七度六分九秒五七・四九三メートルの地点	四号
標柱四号から二五度二四分二六秒二六七・〇九一メートルの地点	五号
標柱五号から九六度四三分八秒九四・一六五メートルの地点	六号
標柱六号から九八度一八分六秒八二・三八五メートルの地点	七号
標柱七号から五九度六分六秒八二・三六七メートルの地点	八号